

長浜市西浅井町余の取組状況について

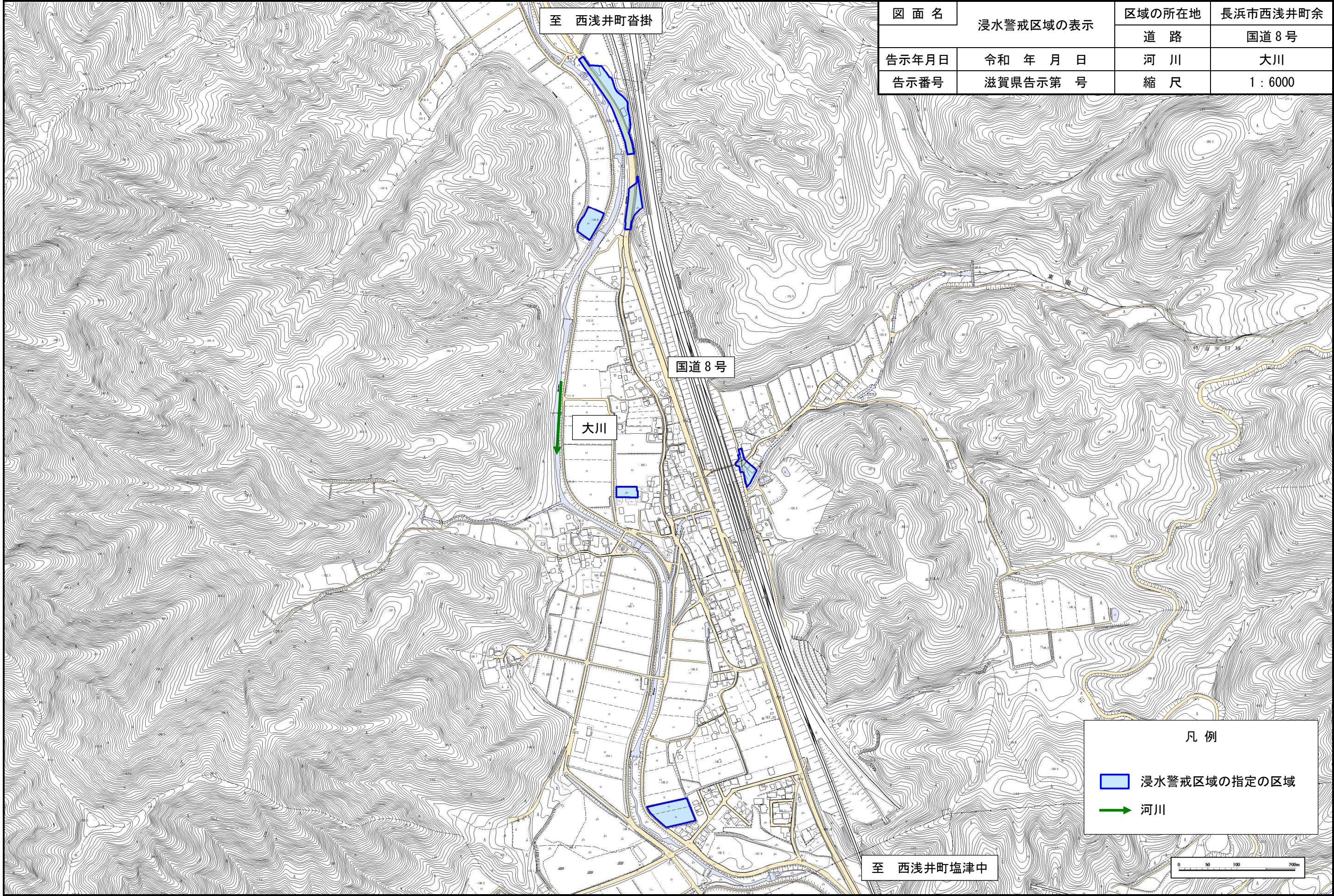
1. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域
2. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域における想定水位
3. 指定しようとする区域の住民および利害関係人から提出された意見書
4. 長浜市長の意見

【説明資料】

- ① 長浜市西浅井町余での取組状況について
- ② 長浜市西浅井町余における JR 盛土付近の浸水について

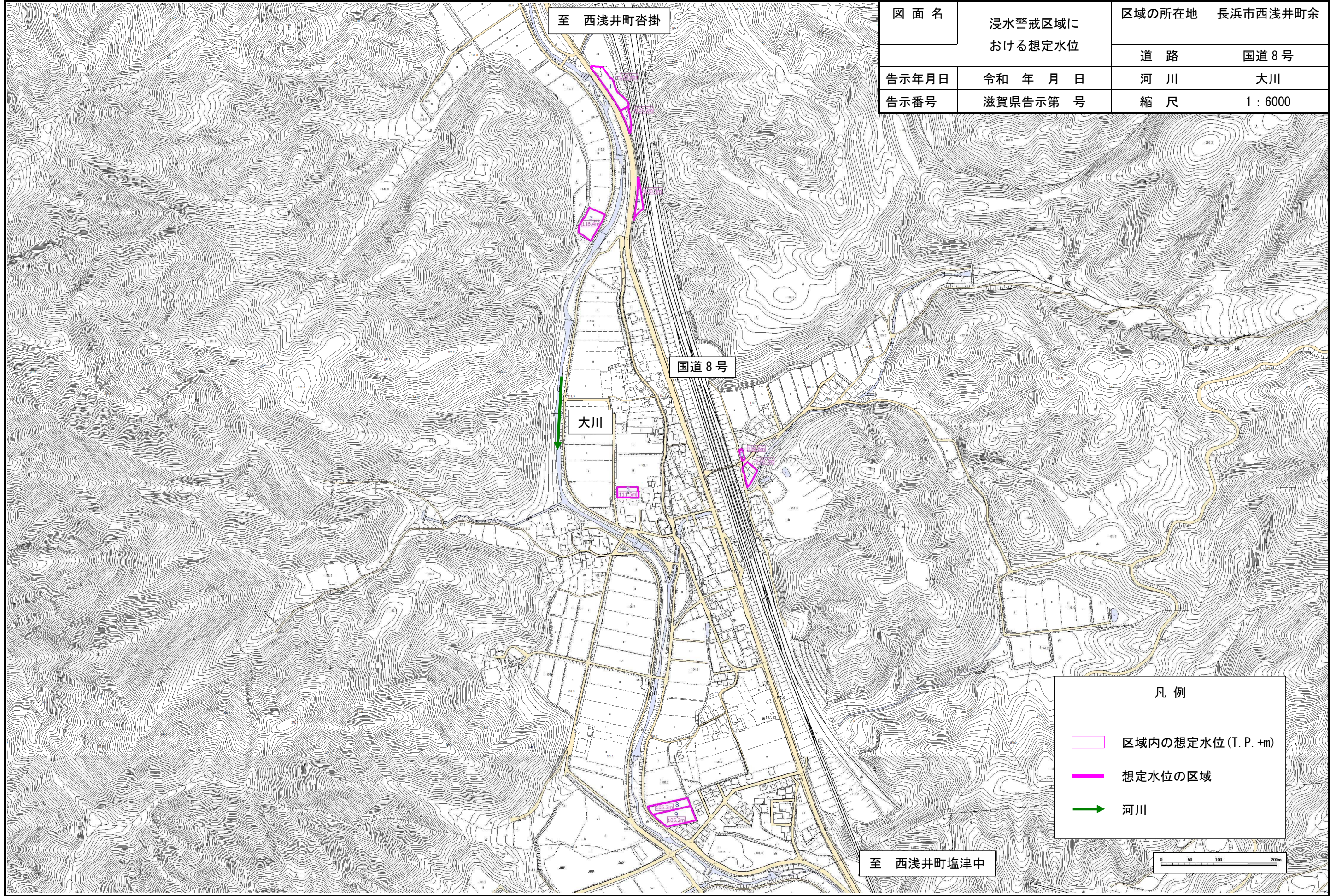


1. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域



※背景図は、長浜市都市計画図(白図)を使用し、建物の位置・形状を一部修正している。

2. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域における想定水位



※背景図は、長浜市都市計画図(白図)を使用し、建物の位置・形状を一部修正している。

3. 指定しようとする区域の住民および利害関係人から提出された意見書

(縦覧期間：令和4年2月8日～2月21日)

1名より下記意見書が提出されました。

所有地の横を流れる東岡川の浸水警戒区域指定（案）について意義申し上げます。

所有地は西浅井町余●番地で軒下までの水位が出ると予想されていますが東岡川は砂防ダムや三面張り等で大川の合流点までの砂防工事（土地の提供等もありました）をされています。現在まで災害には至っていません、また近年の想定外の災害というならば JR 下の水路に倒木や間伐材等により水路がふさがれ水嵩がふさがること考えられますが、別の JR 下の道路を迂回して8号線にあふれた水は流れ出ると思います。

まずは砂防ダムの浚渫により流れ込む土砂をより溜められるようにしたり、間伐木などによる流木を出さない工夫をしていただきたいと思います。近年、川の土砂浚渫が必要なのは山から土砂が流れ込む理由があるためで其処をどうにかしないとだめだと思います。ともあれ軒下までの水位が上がるとはどうしても考えられませんし、そのために地価価値自体の下落や建築に関して制限がつくことは納得いきませんので指定解除のお願いします。

4. 長浜市長の意見

(回答：令和4年3月3日付け長道河第600号)

「別紙のとおり」

長道河第600号
令和4年3月3日

滋賀県知事 三日月 大造 様

長浜市長 藤井 勇治



滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく浸水警戒区域の指定に関する
意見照会について(回答)

平素は、本市の河川行政に対しまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年2月22日付け滋流政第28号で意見照会のありました滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく浸水警戒区域の指定に関する意見につきましては、別紙のとおり回答します。

滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく

浸水警戒区域の指定に関する意見について

意 見

現在の「流域治水」を進めるに当たっては、「河川整備」のハード面と「出前講座や図上訓練、まちあるき」などのソフト面の両輪で進めることが長浜市の基本姿勢である。

よって、姉川・高時川沿川の治水安全度を一刻も早く高めるため丹生ダム建設事業の代替事業である認識において、湖北圏域河川整備計画期間に関わらず、早期の整備完了を図っていただきたい。

今回、浸水警戒区域に指定しようとする区域については、住民への丁寧な説明と十分な理解を得たうえで指定の手続きに進んでいただきたい。

特に、今回の浸水警戒区域の指定の案の縦覧期間中に浸水想定深の設定に納得できない旨の意見の提出があった西浅井町余地域については、改めて浸水深の検証を行うとともに引き続き丁寧な説明を行い、浸水警戒区域の指定に当たっては、住民の理解を得たうえで指定されたい。

なお、市内に想定浸水深が3mを越える区域が集中している状況は、県下に類を見ないものである。

このことを踏まえ、本市における浸水警戒区域の指定については、地域住民への説明がまだまだ不十分なところであり、理解が得られるよう引き続き丁寧かつしっかりと説明を行うとともに、市民・県民の命と財産を守るため地域実情を踏まえた手厚い補助制度となるよう制度拡充をお願いしたい。

(担当)

長浜市都市建設部

道路河川課 塚田継司

連絡先 0749-65-6532